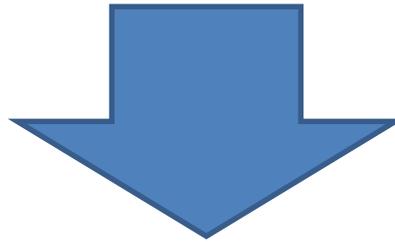


社会保険労務士の不正行為に対する厚生労働大臣の懲戒処分について

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）は、同法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 において、社会保険労務士の不正行為について厚生労働大臣が懲戒処分を行うことができる旨を規定

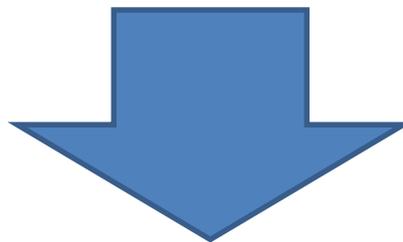
厚生労働大臣が社会保険労務士の不正行為を把握する端緒

- ① 都道府県労働局及び地方厚生（支）局が把握するもの
- ② 社会保険労務士法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に基づき、全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会から行われる厚生労働大臣への通知によって把握するもの
- ③ 社会保険労務士法第 25 条の 3 の 2 第 2 項に基づき、一般の者からの通知によって把握するもの



事実関係等の調査

厚生労働大臣は、上記①～③により把握した事案について、必要に応じ、該当の社会保険労務士から事実関係の聴取を行うなどの調査を行う。



懲戒処分の該当性の有無の判断及び量定の決定

調査によって確認した結果を踏まえ、懲戒処分の該当性の有無及び懲戒処分に該当する場合はその量定を決定している。

【参考条文】

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）（抄）

（懲戒の種類）

第二十五条 社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止
- 三 失格処分（社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。以下同じ。）

（不正行為の指示等を行つた場合の懲戒）

第二十五条の二 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実にして申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行つたとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

（一般の懲戒）

第二十五条の三 厚生労働大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第十七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

（懲戒事由の通知等）

第二十五条の三の二 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

- 2 何人も、社会保険労務士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。